

納税ニュース

平成16年 7月30日
 編集・発行：鹿嶋市納税対策室
 〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地1
 TEL 82-2911 FAX 84-1212
 URL <http://city.kashima.ibaraki.jp/>

市税の納付は便利で確実な口座振替で

税金の納め方には、市役所や大野出張所の窓口、市内金融機関の窓口、口座振替、納税組合納付があります（右の欄の記事も参照ください）。

このうち、確実な納付の方法としては、口座振替が便利です。市税が簡単に納められ、うっかり滞納もなくなりますのでご利用ください。

【便利です!】...納期ごとに金融機関などへお出かけいただく手間がなくなります。

【確実です!】...うっかり納め忘れることがなくなります。

【安全です!】...納税のために現金を持ち歩く必要がなくなります。



申し込みの手順は

納付書(市役所が発行した「納税通知書」)

預貯金通帳

預貯金通帳使用の印鑑

を持って、「口座振替依頼書」(各金融機関にあります)に必要な事項を記入して申し込みます。

一度手続きをすれば、取消しをするまで毎年自動的に継続されます。



口座振替納付依頼書の書き方

詳しくは金融機関の窓口でお尋ねください

- 1 依頼書は、3枚複写です。ボールペンで記入し、3枚とも押印(届出印)してください。
- 2 依頼書は、納付義務者(納付書に記載されている人)ごとに提出してください。
- 3 申し込まれた月の翌月から振替になります。
- 4 新規1に をつけてください。
- 5 お申し込み年月日を記入。
- 6 預金口座名義人の欄は、お名前(フリガナ)と住所を記入。
- 7 納付義務者欄は、預金口座名義人と同じ人の場合は不要。別の場合には記入(続柄含む)。
- 8 金融機関名と支店名、普通か当座の別、口座番号を記入。
- 9 納付金の内容欄は、希望する番号に をつけてください。

様式第1号(第6条関係)・様式第6号(第14条関係)共通

[茨城県鹿嶋市]

1. 新規	2. 追加	口座振替納付(依頼・取消届)書(金融機関用)	
3. 取消(廃止)		兼自動払込(利用・廃止)申込書(郵便局用)	
私の鹿嶋市に対する口座振替納付を下記のとおり、依頼(解約)します。		お申込年月日 年 月 日	
預金口座名義人	フリガナ お名前	通帳届出印	金融機関コード
住所(〒)		取扱金融機関	銀行、金庫、組合
団地 棟 室		科目	店舗コード(記号)
お電話番号	()	1 普通・総合	支店
フリガナ お名前		2 当座	
住所(〒)		口座番号	
お電話番号	()	コード	通帳記号
		(新規)	通帳番号(右づめ)
		(廃止)	
※預金口座名義人と同一の場合は納付義務者欄の記入を省略できます。			
希望する番号を○で囲む		整理番号欄	
納付金の	1 固定資産税	35	00100-3-960772
	2 軽自動車税	35	00110-9-960781
	3 市・県民税(特別徴収分を除く)	35	00170-4-960779
	4 国民健康保険税	35	00170-5-960761
	5 介護保険料	30	00130-3-961709
	6 下水道受益者負担金	30	00130-4-960767
	7 下水道使用料(井戸水)	22	00170-1-960753
	8 鹿嶋区城水道料金(下水道使用料)	22	00330-6- 8163

8月は市・県民税と国民健康保険税、介護保険料の納期です 納期限：8月31日(火)

6月の定例市議会で一般質問

コンビニエンスストアで市税の納付をできるようにしては？

6月の定例市議会において、「納税の利便性・収納率アップを図るため、全国的に導入を検討しているコンビニエンスストアでの市税の納付を鹿嶋市でも検討してはどうか」という質問がありました。

この質問について、内田市長は以下のように答えました。(要約)

『市税の納付は、自主納税を基本として、三つの方法があります。「市役所と出張所、そして銀行や郵便局などの金融機関の窓口で納める」

「口座振替の手続きをして納める」「納税組合に加入して納める」という方法です。

「コンビニエンスストアでの納付」は、昨年の法令改正に伴い、納付が可能になったことを受け、同年9月に関係各課で導入について検討をいたしました。個人情報の漏洩の危険性や取扱手数料の増加などの課題があり、そのときは見送った経過になっています。しかし、社会構造の変化などから、収納率向上に向けた「収納のあり方」の研究は、必要と考えています。

改めて、本年度中に諸条件を調査し、方針を定めていきます。』

これを受けて現在、納税対策室で調査・研究を進めているところです。

平成16年度の国民健康保険税額が確定します！

1 現在の暫定賦課^{ざんていふか}について

現在の額は、平成15年度国民健康保険税額の7分の2を1期(4月)・2期(6月)に課税しました。税計算の基礎となる前年分の所得が確定していないため仮計算となっています。

2 本算定(8月)について

平成16年度の国民健康保険税額が確定します。年税額から暫定賦課の1期・2期分を差し引き、残りの税額を5期に分けて納めていただくことになります。

国民健康保険税の納付についての注意

世帯主が納付の義務者です。

家族に国民健康保険の加入者がいれば、世帯主が

国民健康保険の加入者で「ある」「なし」にかかわらず、世帯主に国民健康保険税の納付義務が発生します。ただし、国民健康保険税の算定は加入者分のみとなります。

【国民健康保険税の算定方法】

次の計算方法の組み合わせです。

所得割額 世帯の前年の所得に応じて計算されます。

資産割額 世帯の加入者が持っている土地、家屋などの資産に応じて計算されます。

均等割額 加入者1人につき22,000円です。

平等割額 1世帯あたり28,000円です。

40歳以上65歳未満の人は、国民健康保険税とあわせて介護保険料も合算することになります。

8月の休日納税相談と休日納税窓口
とき 8月22日(日)9:00~15:00
ところ 納税対策課(市役所1階)

納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、各公民館または市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は9月15日の予定です。